

○ 第1章 計画の策定にあたって ○

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

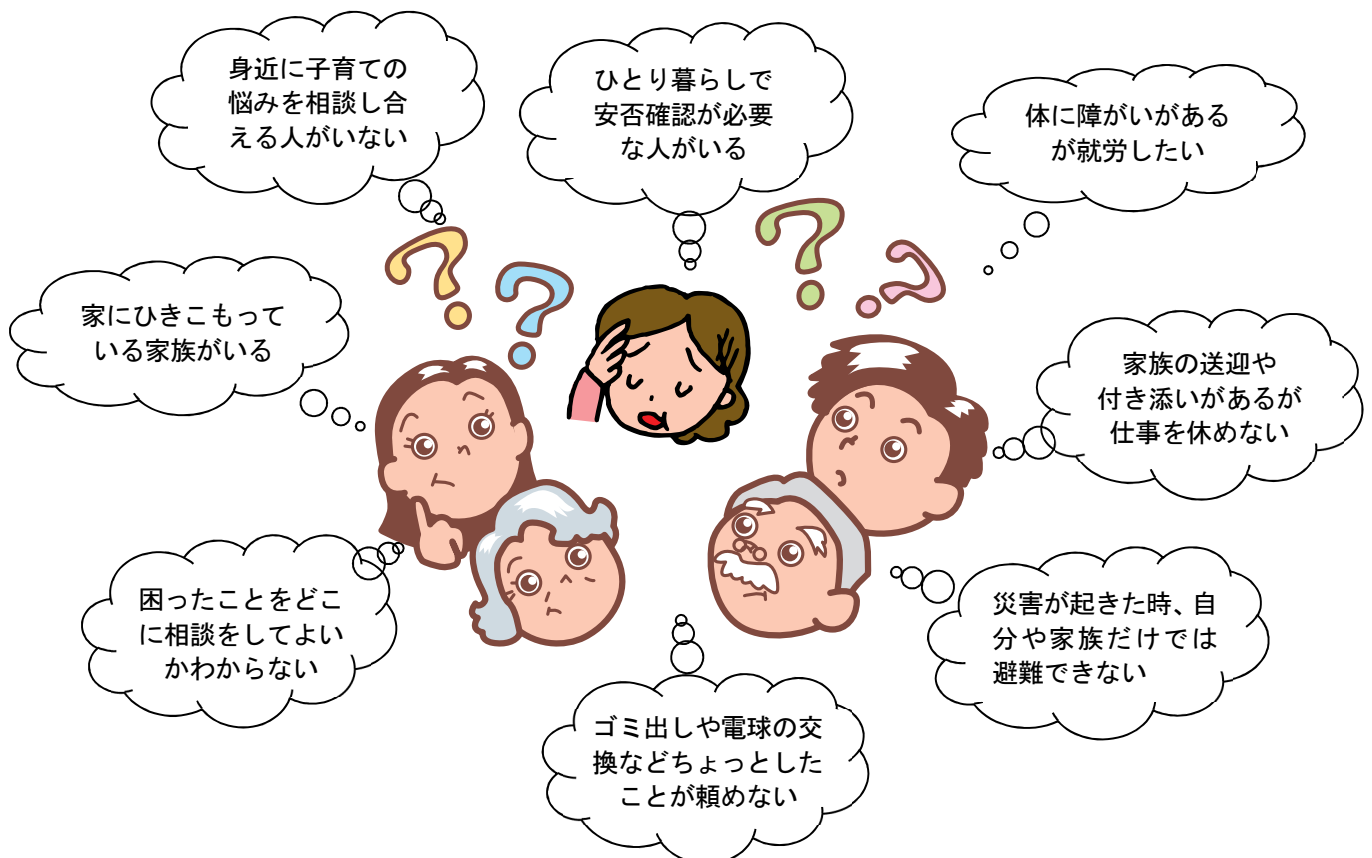
「地域福祉」とは、年齢や性の違い、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしくいきいきと安心して暮らせるように、『共に生き、支え合う地域づくり』をみんなで進めていくことです。地域の支え合いによる福祉といってもいいでしょう。

地域には、いろいろな「困った」を抱えた人々が生活しています。しかし、公的な福祉サービスだけでは全ての「困った」に対応することは難しく、地域の手助けが必要とされる課題が多くあります。

人と人の絆が失われつつあると言われて久しくなりますが『共に生き、支え合う地域づくり』のためには、「地域の人々は地域で支える」との考え方のもと、地域に住む一人ひとりが人と人のつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係や活動を、新たにつくりあげていく必要があります。

また、地域住民と行政や福祉団体、福祉事業者、NPO、企業等地域のあらゆる主体が連携・協力しながら、地域の福祉力を高めていくことも必要です。

地域にはいろいろな「困った」を抱えた人が生活しています。



2 計画策定の背景

(これまでの福祉)

我が国のこれまでの福祉は、高齢者、障がい者、児童など対象者ごとに、行政を中心とした公的制度による一律的なサービス提供という形で進められてきました。

しかし、少子高齢化や核家族化が進む中で、高齢者の孤独死、老々介護、虐待、生活困窮、子育てに関わる不安や負担、災害時の不安など、様々な生活上の課題が増えています。また、ひとり暮らしの高齢者や障がい者などで日常生活上のちょっとした「困りごと」を抱える人も増えています。

(行政中心の支援だけでは救えないことも)

こうした課題は多様化・重複化する傾向にあります。核家族やひとり暮らしなどの少人数世帯の増加により、家庭における課題解決の力は弱まっています。また、個人の生活様式や価値観の多様化に伴い、人と人のつながりが希薄化し、地域の「助け合い」も低下しています。このような課題は、行政中心の福祉の枠組みで応えることが難しく、とりわけ、制度外や制度の狭間にある福祉ニーズの充足には、公的サービスとともに、地域の人々の支え合いが重要となります。

(新たな法制度、考え方の展開)

このような中で、国では、平成 27 年 4 月より「生活困窮者自立支援法」を施行し、生活保護の対象にならない生活困窮者に対する支援策を講じました。さらには、平成 28 年 10 月から「地域における住民主体の課題解決強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域強化検討会)」を開催し、12 月にはその中間とりまとめとして「『我が事・丸ごと』の地域づくり」が打ち出されました。この中では、他人事を「我が事」として捉える意識の醸成や、市町村における包括的な相談支援体制について示されています(平成 29 年 9 月 12 日には最終とりまとめが示されている)。

(包括的支援の具現化へ向けて)

この「包括的な支援」を推進するために、平成 30 年 4 月 1 日「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護保険法のほか社会福祉法も一部が改正され、市町村における包括的な支援体制の整備などが新たに掲げられました。市町村では、行政を中心として、縦割りのサービス等支援ではなく、分野を超え横断的に関わりながらきめ細かな支援を実現していくための体制づくりが求められています。

(南風原町では・・・)

町では、近年、津嘉山地区を中心とした転入による人口増が著しくなっています。特に、アパート世帯が増えるとともに、若い世代、子育て世代が多く流入しています。昔から町内に住んでいる方が多い地域と、転入者が多い地域では地域活動への参加状況に差が見られ、若い世代が多い地域では地域参加率が低くなっています。自治会加入率も平成 25 年の 53.2%から 29 年度には 44.8%に下がっている状況であり、字・自治会では魅力ある地域づくりに力を入れています。様々な価値観を持つ人が暮らす中で、組織にとらわれることを拒む方々も見られます。

このような中で、町と町社協は関係機関等と連携し、平成 26 年 3 月策定の「第一次南風原町地域福祉推進計画」に基づきながら、地域福祉の推進を図ってきました。このたびは、包括的な支援体制づくりや地域のつながり・支え合いの意識醸成、つながりの機会づくりを念頭に置きながら、第一次計画の取り組み状況を点検し、「ちむぐくるで笑顔あふれる福祉のまち」を実現するための新たな展開を掲げるため、第 2 次計画を策定しました。

3 計画の目的

本町においては、これまで高齢者や障がい者に対する福祉サービスの拡充、子育て支援の充実、住民の健康づくりなど、地域における保健福祉の充実に努めてきました。

しかしながら、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、核家族世帯が増加する中で、高齢者や障がい者の見守り・生活支援、子育ての孤立化、虐待、引きこもり、災害時における要援護者の避難支援など様々な課題がみられます。こうした課題に対し、公的支援だけでは解決が難しい状況が増えています。

このような状況を踏まえ、本町におけるこれからの福祉施策の展開にあたっては、個々の福祉課題にきめ細かく対応していけるよう、公と民の取り組みを一体的に捉え、地域をあげた福祉の総合的・効果的な推進を図る必要があります。

本計画は、『共生社会の実現 ～共に生き、支え合う地域づくり～』を推進する上で、住民参加を基本に行政をはじめとする地域に関わる全ての関係機関・団体及び事業所等が、お互いに力を合わせる関係をつくり、市・自治会を基礎としながら「地域の共助」、「公的な福祉サービス」が協働した「地域ぐるみの福祉」を推進するために策定します。

4 計画の対象

この計画は、年齢、性別、障がいの有無、国籍などに関わりなく、誰もがその人らしく自立し、いつまでも安心して暮らしていける地域づくりを目指す計画であり、本町に暮らす全ての人々が対象となります。

また、地域福祉の担い手としては、地域住民をはじめ、地域の関係機関、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、各種団体、ボランティア、事業所、学校、企業、社会福祉法人など、地域に所属する全ての人や組織等が対象となります。



5 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定と計画の名称

「地域福祉計画」は、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための行政計画であり、住民参加によって策定する計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民や福祉活動を行う団体等が「地域福祉の担い手」として、相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

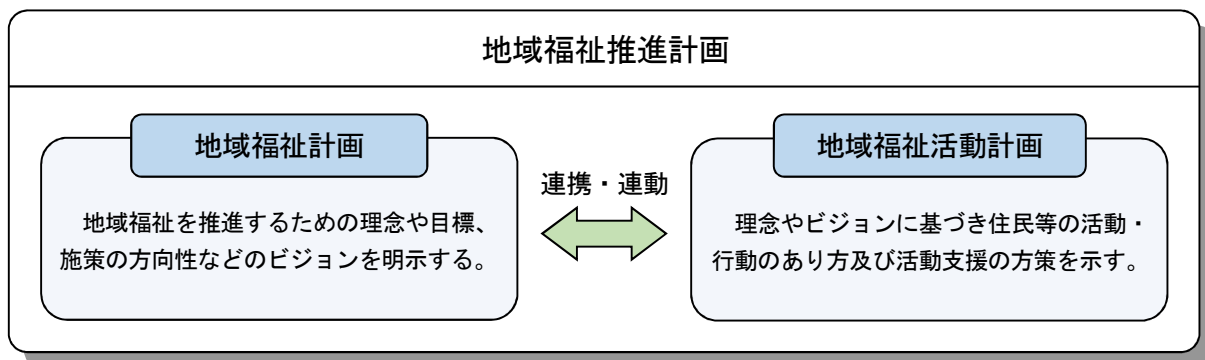
「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに住民等の参加を得て、地域福祉の推進を目指すものであり、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題や地域の支え合いの仕組みづくりなどの内容を共有します。また、それぞれの計画の実現を支援するための施策を盛り込むなど、相互に連携・補完し合う関係にあります。（地域福祉を推進する車の両輪のような関係にある）

このため、本町における地域福祉の推進を図る上で、住民参加の促進と総合的かつ効果的な施策を推進していくには、行政レベルの施策と民間レベルの活動・行動がより密接に連動した取り組みが重要であることから、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

また、両計画を一体的に策定した計画の名称を「地域福祉推進計画」とします。

一体的策定における両計画の関係について、「地域福祉計画」では地域福祉を推進するための理念やビジョンを明示し、それを実行するための地域住民等の活動・行動のあり方及び活動等への支援のあり方を示すのが「地域福祉活動計画」となります。

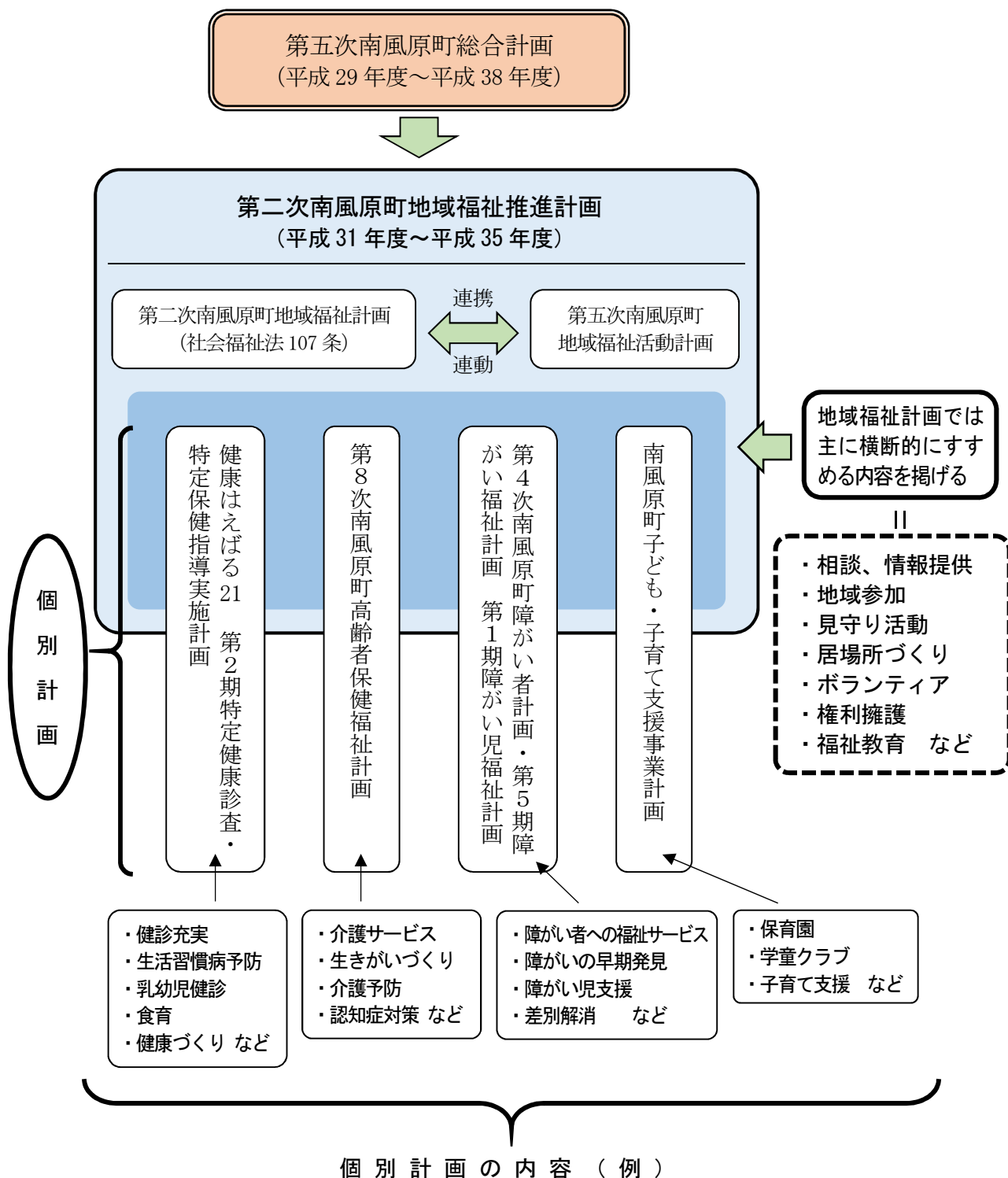
○地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



6 計画の位置づけ

○本計画は、「第五次南風原町総合計画」を上位計画とし、総合計画における基本構想に即した、地域福祉の推進に関する事項について、具体的な方向性を示す計画です。

○本計画は、高齢者、障がい者、児童、健康づくり及びその他関連する個別計画の施策を、円滑かつ効果的に推進していくための共通基盤の整備や福祉サービスの質的向上、公私協働のシステムづくりなど、包括的な支援を推進するための計画です。そのため、これらの計画との連携を図り、整合性を保ちます。



7 策定において留意する事項

(1) 国の法制度や指針、通知等に基づいた策定

地域福祉計画の策定にあたっては、社会福祉法の第107条や国の指針で定める「地域福祉推進の理念」、「基本目標」及び「計画に盛り込むべき事項」に基づくとともに、地域の実情や特性を踏まえ、地域の福祉力の向上と地域課題の解決に向けた計画策定を行っています。

【国からの過去の通知等】

- ①「計画策定指針の在り方について」（平成 14 年 4 月 1 日付通知より）
- ②「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」
（要援護者の把握や見守り等に関する事項／平成 19 年 8 月 10 日付）
- ③「高齢者等の孤立の防止について」
（高齢者の孤立防止や所在不明問題を踏まえた取り組み内容とすること／平成 22 年 8 月 13 日付）
- ④「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」
（生活困窮者の把握や自立支援に関する事項／平成 26 年 3 月 27 日付）
- ⑤「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」
（社会福祉法の改正や包括的な支援体制の整備、地域福祉計画策定ガイドライン／平成 29 年 12 月 15 日付）

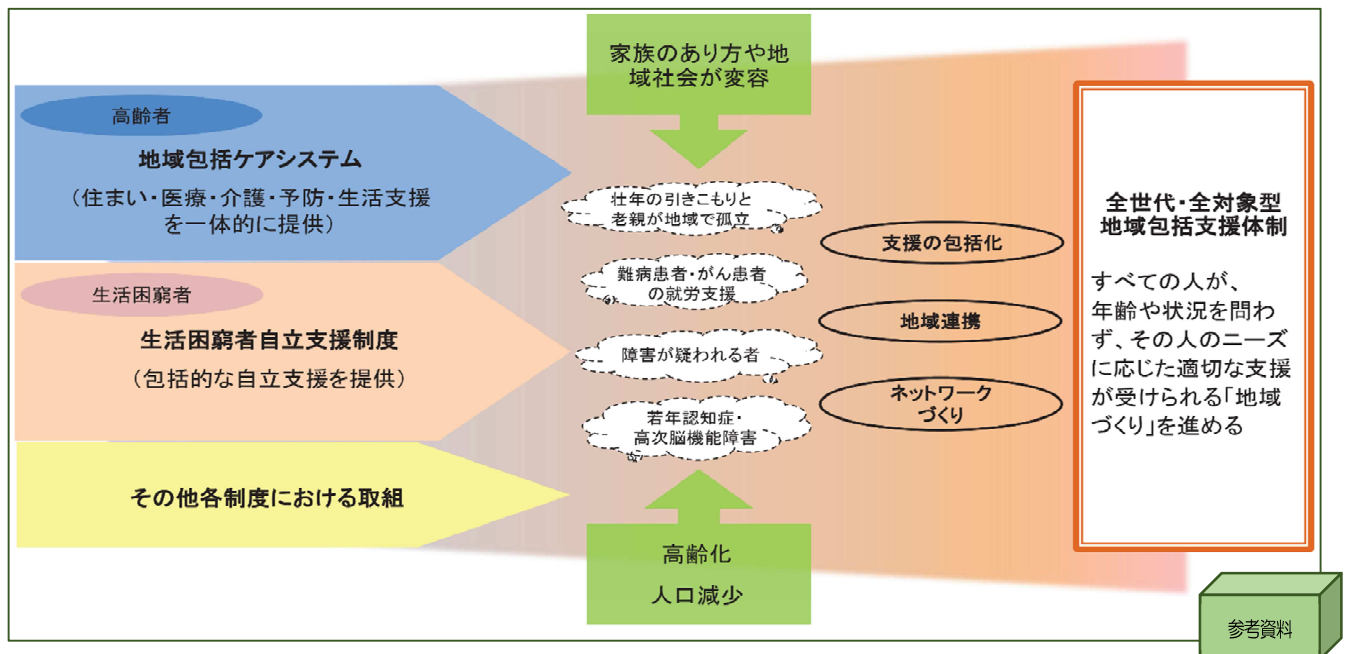
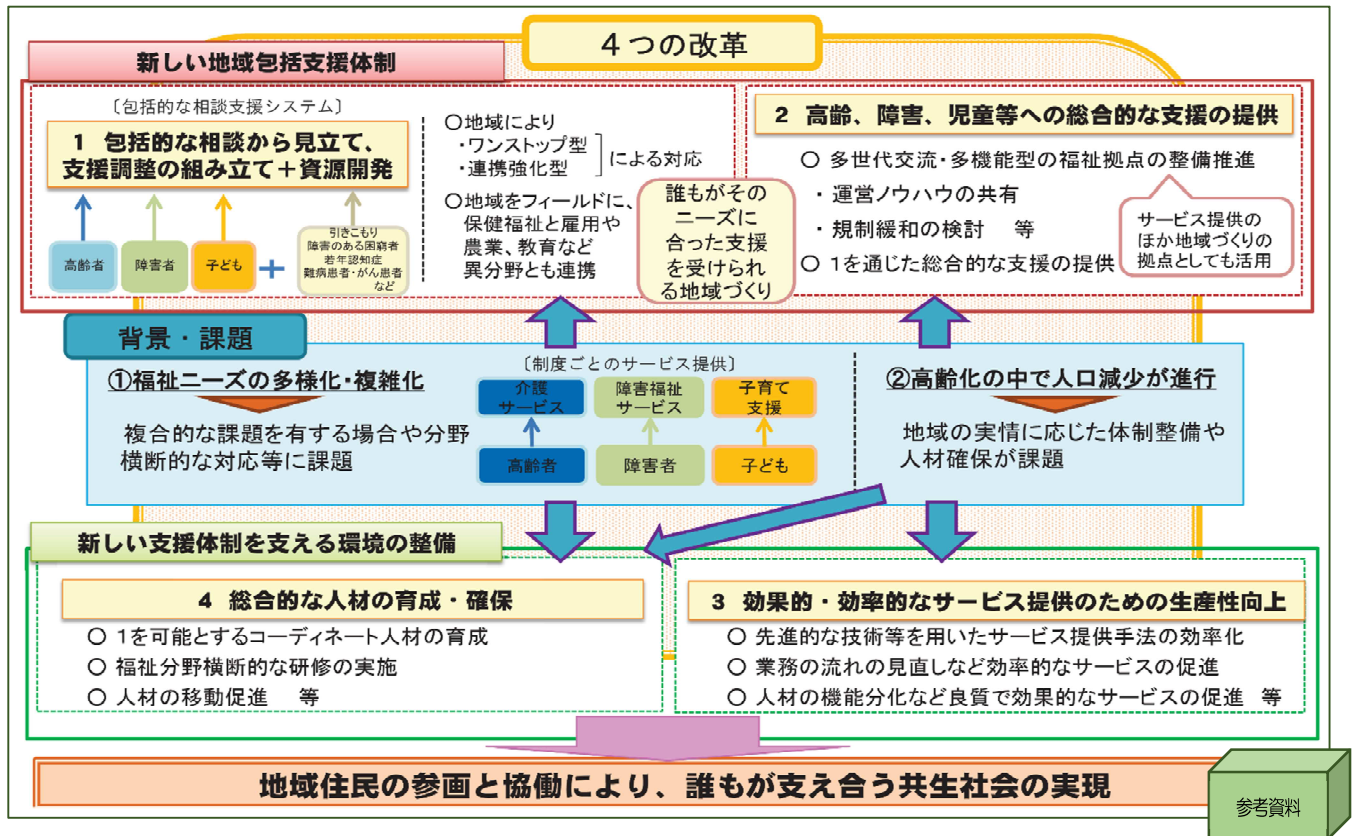
(2) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進（「我が事・丸ごと」）について

○上記(1)⑤の通知は、平成 30 年 4 月の社会福祉法改正を前に、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について、具体的な取り組み内容や留意点等が示されています。

○改正後の社会福祉法第 106 条の 3 第 2 項の規定では、市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針が告示されました。人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、地域を共に創っていくことが、地域共生社会の実現のために求められています。

○地域福祉の推進においては、これまでも「地域のつながり・支え合い」の精神に基づきながら、ボランティア活動や地域行事、見守り活動などが進められてきましたが、人と人のつながりを広げ、強化していくことはもちろんのこと、行政内の各課が横断的につながり支援ネットワークを広げるほか、社協、各種団体、字・自治会、サービス事業所、町内企業、社会福祉法人などのネットワークも強化し、「包括的に」取り組みを行っていくことが重要となります。

【「我が事・丸ごと」による新しい地域包括支援体制に関するイメージ図】



(3) 地域福祉計画策定ガイドライン

○社会福祉法改正を受けて、国では「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」を示しました(地域福祉計画への記載事項の追加等を踏まえて改定)。本計画策定においては、このガイドラインに基づくとともに、南風原町の実情、各種個別計画(関連計画)、新たに盛り込む項目等について検討・整理しながら、計画づくりを行いました。

※ただし、町が策定する他計画において盛り込むべき事項が記載されている場合等は、以下の考え方にに基づき、項目の整理しています。

【国の地域福祉計画策定ガイドラインより】

市町村がすでに策定している他の計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、ほかの計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

【地域福祉計画に盛り込むべき事項について 一策定ガイドラインより一】

1. 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(以下は、共通して取り組むべき事項の例)

- ア) 様々な課題を抱えるものの就労や活動の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携
(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)
- イ) 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ) 制度の狭間の課題への対応のあり方
- エ) 生活困窮者のような各分野横断的に関係するものに対応できる体制
- オ) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ) 居住に課題を抱える者への横断的な支援のあり方
- キ) 就労に困難を抱えるものへの横断的な支援のあり方
- ク) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方
- ケ) 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安があるものへの金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方
- コ) 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った擁護者または保護者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- サ) 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をしたもの等への社会復帰支援のあり方
- シ) 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ) 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取り組みの推進
- リ) 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ロ) 全庁的な体制整備

2. 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
ア) 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備 イ) 支援が必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 ウ) サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保 エ) 利用者の権利擁護 オ) 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
・(例) 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援 ・(例) 社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進
4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
ア) 地域住民、ボランティア団体、NPO等の活動への支援 イ) 住民等による問題関心の共有化の動機づけと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進 ウ) 地域福祉を推進する人材の養成
5. 包括的な支援体制の整備に関する事項
ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備 ア) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行うものに対する支援 イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 ウ) 地域住民等に対する研修の実施 イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備 イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知 ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握 エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築 ウ 多機関の協働による市町村に置ける包括的な相談支援体制の構築 ア) 支援関係機関によるチーム支援 イ) 協働の中核を担う機能 ウ) 支援に関する協議及び検討の場 エ) 支援を必要とするものの早期把握 オ) 地域住民等との連携

8 計画の期間

本計画の期間は、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 か年計画とします。

なお、今後の社会情勢の変化や関連法制度の動向などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

○計画の期間

	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度～
第二次南風原町 地域福祉推進計画						
						

9 計画の策定体制

(1) 計画策定のための組織体制

本計画の策定にあたっては、町(こども課)と社会福祉協議会が連携、協働して事務局を運営しました。また、計画の検討や審議等を行うための組織として、「地域福祉計画素案作成作業部会」、「地域福祉計画素案作成検討委員会」、「地域福祉計画策定委員会」を設置しています。

1) 地域福祉計画素案作成作業部会

町関係課の班長クラス、社会福祉協議会の担当で構成し、計画素案の検討及び各課が管轄する分野別計画との調整を図ります。

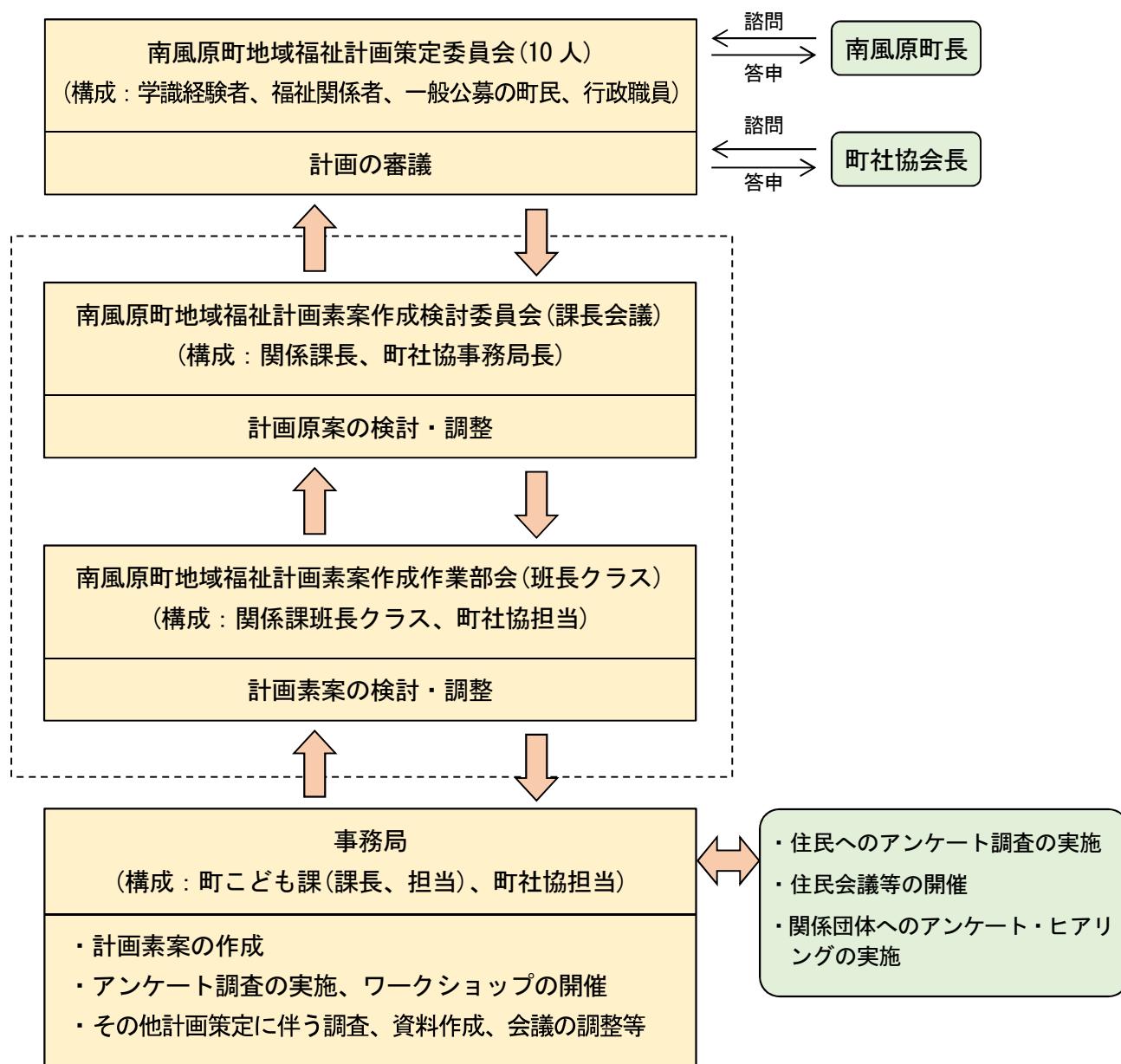
2) 地域福祉計画素案作成検討委員会

関係課長、社会福祉協議会事務局長で構成し、計画原案の検討及び関係課間の総合的な調整を図ります。

3) 地域福祉計画策定委員会

学識経験者、福祉関係者、公募による住民等で構成され、町長及び社会福祉協議会長より諮問を受け、計画の審議と答申を行います。

地域福祉計画策定のための組織体制図



(2) 計画策定のための住民参画について

本計画は、住民の参画による策定を基本としています。広く住民の意見を反映させるために、住民アンケート調査、住民会議での声の収集、関係団体へのアンケート・ヒアリング調査、及び「地域福祉計画策定委員会」委員として一般町民の公募を行いました。また、町のホームページより計画素案に対するパブリックコメントを実施しています。

1) 住民アンケート調査（南風原町の地域福祉（活動）計画に関するアンケート調査）

①調査の目的

- ・第2次計画を策定するに当たり、町民の地域福祉に関する意識や地域活動等への参加状況、地域福祉推進における課題等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として町民意識調査を実施しました。

②調査の対象者

- ・本調査の対象者は、町内在住の20歳以上とし、町の住民基本台帳より3,100人を無作為に抽出。（平成30年6月5日時点）

③調査方法

- ・郵送による配布・回収

④調査期間

- ・平成30年6月28日～平成30年7月18日

⑤回収率

- ・発送数：3,100件 回収数：1,035件 回収率：33.4%

⑥設問

- ・基本的なことについて（地区、性別、年齢、職業、世帯構成、住宅の種類 など）
- ・地域との関わりについて（居住年数、自治会への加入、住みごころ、近所付き合い、孤立 など）
- ・困っていることや相談について（生活の不安、相談相手 など）
- ・福祉への関心と情報について（地域の福祉情報の入手方法、広報紙等について など）
- ・ボランティアについて（ボランティア活動への参加状況、理由、参加意向 など）
- ・福祉サービスの利用について（不都合や不満の有無、内容 など）
- ・地域福祉の推進について（地域福祉を実現していく上での問題点、学びの機会の参加の有無、参加したい内容、福祉の充実で必要なこと）
- ・地域福祉に関連する用語について（社会福祉協議会、民生委員・児童委員の周知状況 など）

2) 住民会議

- ・ちむぐくるプラン(町地域福祉推進計画)住民会議を開催し、地域福祉に関する「学びの場」の提供を行いました。また、毎回、会の終了後に参加者からの意見を提出してもらい、施策検討の資料としています。

回数	日程	内容	場所	参加人数
第1回目	6月7日(木)	南風原町地域福祉計画の説明と流れ	19時／役場庁議室	44人
第2回目	6月20日(水)	民生委員と地域福祉	19時／役場庁議室	27人
第3回目	7月12日(木)	字・自治会の活性化と地域福祉活動	19時／役場庁議室	34人
第4回目	7月26日(木)	安心生活と権利擁護	19時／役場庁議室	25人
第5回目	8月16日(木)	福祉教育とボランティア推進	19時／役場庁議室	24人
第6回目	8月20日(月)	特別講演「沖縄の夜のまち 現実と向き合う」 講師：上間陽子教授（琉球大学）	南風原町立中央公民館 黄金ホール 14時～16時	210人
第7回目	8月29日(水)	障がい者の雇用と社会参加	19時／役場庁議室	28人
第8回目	9月6日(木)	子どもの孤立と居場所づくり ～報告「子ども元気ROOM」と「放課後ルーム」～	19時／役場庁議室	24人
第9回目	9月20日(木)	小学生からの性教育 ～自分を大切にすることを学ぶために～	19時／役場庁議室	49人
第10回目	9月23日(日)	講演会「社会的孤立対策について」 講師：勝部麗子氏（豊中市社協）	ちむぐくる館	100人
第11回目	10月12日(金)	特別講演「沖縄にふさわしい交通まちづくり を考える」～フランスの事例を参考として～ 講師：ヴァンソン藤井由実	南風原町立中央公民館 黄金ホール 14時～16時	180人

3) 自治会・民生委員の声の把握

- ・地域福祉の推進において重要な担い手である字・自治会区長や民生委員・児童委員の声を把握するため、小アンケートを行いました。

実施時期：平成30年9月上旬～中旬

調査用紙の回収数：自治会・・・14件 民生委員・・・13件

<設問>

- ・地域活動での困りごと
- ・地域の支え合い、つながりづくりなど地域福祉の向上のために必要と思うこと
- ・地域福祉推進のための要望や提案など

4) 区長ヒアリング

- ・地域福祉計画における圏域設定についての意見を伺うため、字・自治会の区長を対象としたヒアリングを行いました。

日時：平成30年9月3日(月) 16時20分～17時00分

場所：南風原町役場3階 庁議室

参加区長：6名

5) 策定委員の公募状況

- ・応募は2名

6) パブリックコメント

- ・実施期間：平成30年11月7日(水)～11月12日(月)
- ・意見数：0件
- ・アクセス数：55件

